

**平成 29 年度後期（第 7 期）官民協働海外留学支援制度  
～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～ 地域人材コース**

**「世界とともに発展する SAGAN グローバル人材育成事業」**

**募 集 要 項**

「佐賀県」の企業、地方公共団体及び高等教育機関等で構成する「さが地方創生人材育成・活用推進協議会」では、平成 29 年度後期（第 7 期）官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」の派遣留学生となる学生を募集します。

**<官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～について>**

官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～（以下「本制度」という。）は、平成 25 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」に基づき、官民が協力して海外留学を支援するために創設された「グローバル人材育成コミュニティ」に参画する企業からの支援により、独立行政法人日本学生支援機構が、“産業界を中心に社会で求められる人材”、“世界で、又は世界を視野に入れて活躍できる人材”の育成という観点から支援するのにふさわしい学生を募集し、奨学金等を支給する制度です。

本制度は、我が国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）に在籍する日本人学生等に対し、諸外国への留学に必要な経費の一部を奨学金等として支給するとともに、留学経験の質を高めるため、留学の前後に行う研修の提供、及び留学後の継続的な学習や交流の場としての派遣留学生のネットワークの提供を行います。

本制度では、「日本再興戦略」や産業界の意向を踏まえ、自らの明確な目的に基づいた実践的な学びを焦点に、理系分野、複合・融合分野における留学、新興国への留学、諸外国におけるトップレベルの大学等への留学、将来日本の各地域で活躍することを希望し留学する学生であって、人物に優れ、かつ、経済的支援が必要である学生を支援します。また、学生の海外留学を促進するという観点から、各領域でリーダーシップを発揮する多様な人材を支援すると同時に、支援を受けた学生が留学の前後を通じて留学の意義や成果を積極的に発信等することで、海外留学の機運を高めることを目的としています。

申請コース等の詳細については、本制度の募集要項及び以下のウェブサイトを参照してください。

- ・トビタテ！留学 JAPAN ウェブサイト：<http://www.tobitate.mext.go.jp/index.html>
- ・日本代表プログラムウェブサイト：<http://www.tobitate.mext.go.jp/program/index.html>

**<「地域人材コース」について>**

地域人材コース（以下「本コース」という。）は、海外留学と地域企業等でのインターンシップを組み合わせた地域独自のプログラムを通じて、地域の活性化に貢献し、地域に定着する意欲のあるグローバル人材（グローカル人材）の育成を目的としています。プログラムの企画・運営等は、

地域の企業、地方公共団体、高等教育機関等により構成されるコンソーシアム（地域協議会）が主体となって行います。したがって、本コースの対象となる学生の要件、プログラムの内容、募集・選考方法等は地域（都道府県、政令指定都市又は中核市）の産学官が連携して実施する「地域事業」ごとに異なります。

日本学生支援機構は、採択された地域事業への立ち上げ支援として、地域の資金拠出額に応じて、学生に対する奨学金等及び地域において本プログラムを運営するための資金の一部を支援します。

また、本コースで採用された学生は、「日本代表プログラム」の派遣留学生として、本制度の学生コミュニティや事前事後研修等に参加することになります。

本募集要項は、佐賀県の企業、地方公共団体及び高等教育機関等で構成する「さが地方創生人材育成・活用推進協議会」（以下「本協議会」という。）が実施する「世界とともに発展する SAGAN グローバル人材育成事業」（以下「本事業」という。）で募集する派遣留学生の要件やプログラムの内容等を定めたものです。

## 記

### 1. 趣旨

佐賀県では、平成 26 年度に新たな佐賀県国際戦略として、「世界とともに発展する佐賀県行動計画～羅針盤～」を策定し、1) 佐賀県の海外シェアの拡大、2) 海外活力による県内産業の振興、3) 国際協力の推進、4) 多文化共生の地域づくりと人材育成の 4つの方向性のもと、県内企業の海外展開支援・グローバル化やグローバル人材の育成、外国人との共生による特徴ある地域づくりなど、各種国際戦略の施策を展開しています。

本事業は、佐賀県地域の産学官金労言が主体となり、海外留学・インターンシップと地域企業等でのインターンシップを組み合わせた地域の課題解決を主体としたプログラムを実施し、地域及び産業界が求めるグローバル人材の育成と、県内定住、及び佐賀県地域の企業等の海外展開や地域での多文化共生社会の推進による県地域の活性化を目指すものです。

### 2. 事業の概要

本事業は、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）に在籍する日本人学生等に対し、諸外国への留学に必要な経費の一部を奨学金として支給するとともに、留学経験の質を高めるため、留学の前後に行う研修（以下「事前・事後研修」という。）の提供、及び留学後の継続的な学習や交流の場としての留学生ネットワークの提供を行います。

### 3. 求める人材像

本制度では次のような人材を支援します。

- (1) 佐賀県地域における将来のグローバルリーダーとして、留学を通じて以下に掲げるような素養を身につけようという意欲を有する人材
  - ・世界の人々との交流を通じた経験から学ぼうとする意欲

- ・社会のために貢献したいという高い志
  - ・自らの志を具体化するための思考力と行動力
  - ・失敗から試行錯誤しながらも挑戦し続ける強い精神力
  - ・様々なことに好奇心、探究心を有し、未知の領域に対しても果敢に挑戦する姿勢
  - ・集団活動においてイニシアチブをとり、周囲を巻き込む能力
- (2) 地域企業等における活動を始め、佐賀県地域から世界へ向けて活躍したいという意欲、又は佐賀県地域から日本の良さ、地域の魅力を世界に発信し、佐賀県地域から世界に貢献したいという意欲を有する人材
- (3) 本制度で実施する事前・事後研修や派遣留学生ネットワーク等における教育課題や本制度における諸活動（独自の情報システムを通じた企業や学生等との交流、留学活動の内容や成果を広く社会に発信する活動等）に主体的に参画する人材であり、かつ地域協議会の活動にも貢献し、地域の後輩学生や高校生等にとって身近なエヴァンジェリストとなる人材

#### 4. 派遣留学生の定義と要件

この要項において、「派遣留学生」とは次の(1)～(17)に掲げる要件を全て満たす学生になります。

- (1) 日本国籍を有する学生又は日本への永住が許可されている学生
- (2) 本制度で実施する日本代表プログラムの事前・事後研修及び本事業のプログラム、派遣留学生ネットワーク（留学機運醸成のための活動、支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供を含む。）に参加する学生
- (3) 日本の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）（以下「大学等」という。）において、卒業又は学位取得を目的とした課程に在籍する学生
- (4) 日本の在籍大学等が派遣を許可し、留学先機関が受入れを許可する学生
- (5) 原則として、機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生  
※詳細は別紙1-1及び別紙1-2参照
- (6) 留学に必要な査証を確実に取得し得る学生
- (7) 留学終了後、日本の在籍大学等で学業を継続又は学位を取得する学生  
（注）採択された留学計画の期間中であっても、卒業等により日本の大学等に在籍しなくなった場合は、在籍していた大学等を通じて速やかに本協議会に連絡してください。その場合、派遣留学生の採用を取り消し、すでに支給している奨学金等の返納を求めます。
- (8) 平成29年4月1日現在の年齢が30歳以下である学生
- (9) インターンシップ等での報酬や他団体等から留学のための奨学金を受ける際には、その平均月額が、本制度による奨学金の支給月額を超えない学生  
※他団体等から奨学金を受ける場合、当該奨学金支給団体側においては、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認すること。  
※機構が実施する海外留学支援制度（協定派遣、大学院学位取得型）との併給はできません。  
※機構が実施する第一種奨学金の貸与を受けている者は本制度の奨学金と併給が可能ですが、休

止を希望する場合、在籍大学等の担当部署にて手続を行ってください。

- (10) 本制度の第1～6期派遣留学生でない（高校生コースの採用者は、これに含まない）かつ第7期の他のコース（理系、複合・融合系人材コース、新興国コース、世界トップレベル大学等コース、多様性人材コース）に応募していない学生（既に上記4コースのいずれかに応募しており、本コースへの応募を希望する学生は、上記4コースの応募を取り下げることが可能）。また、地域人材コースの他の地域事業に応募していない学生。
- (11) 平成29年8月18日から平成30年3月31日までの間に諸外国において留学が開始される。（渡航日は含まない）
- (12) 留学期間は28日以上で、6か月以内である。
- (13) 留学先における受入れ機関が存在している。※受入れ機関が存在しない学生個人の活動等は認めません。
- (14) インターンシップ先機関から受入れの承諾を得ている。
- (15) 留学計画に実践活動が含まれている。
- (16) 在籍大学等が計画内容を教育上有益な学修活動と認めている。
- (17) 次のいずれかに該当する学生である。
  - ① 佐賀県内の大学等に在籍する学生
  - ② 佐賀県に本籍があり、他の都道府県の大学等に在籍する学生
  - ③ 上記①・②のいずれにも該当しないが、本プログラムの参加を通じて、佐賀県内企業等への就職を強く希望する学生

## 5. 支援の対象

### (1) プログラムの内容

<地域独自プログラム>

【5つのプログラムのうち1つを選択】

#### 1) 県内のものづくり活性化のための国内外インターンシッププログラム：

県内の製造業やエネルギー・インフラに関する産業の活性化のための課題解決型の留学・国内外のインターンシッププログラムであり、主に工学系を専攻する学生を対象とします。

#### 2) 唐津コスメティック構想の実現や県内農産物輸出促進・県内農業活性化のための国内外インターンシッププログラム：

佐賀県の推進する唐津コスメティック構想の実現や県内農産物の輸出促進・県内の農林水産業活性化のための課題解決型の留学・国内外のインターンシッププログラムであり、主に農学系及び経済・経営学系を専攻する学生を対象とします。

※佐賀県が推進する唐津コスメティック構想とは、唐津市・玄海町を中心とした佐賀県、北部九州一帯に「美と健康」に関するコスメティック産業を集積、将来にわたりアジアの成長市場に展開する、日本版コスメティッククラスター創出のための施策であり、現在、産学官の連携のもと、フランス企業との共同研究・ビジネスマッチングや当該地域への関連産業の

- 誘致、人材育成等を実施しているものです。
- 3) やきものを中心としたアートやアートプロジェクトによる地域振興のための国内外インターンシッププログラム：  
有田焼・伊万里焼等の県内の陶芸等のアートに関する実践的な留学及び国内外インターンシッププログラム並びにアートプロジェクトによる地域振興のための課題解決型の留学及び国内外インターンシッププログラムであり、主に芸術系、アートマネジメント、文化政策及び地域政策等を専攻する学生を対象とします。
- 4) インバウンドが期待される、佐賀県が撮影誘致する映画・映像制作における国内外インターンシッププログラム：  
佐賀県フィルムコミッションと連携し、観光促進が期待される海外の映画・映像制作チームにおける国内外の実践的インターンシップ及び映像制作に関する留学プログラムであり、主に映像制作やアートマネジメントを専攻する学生を対象とします。
- 5) その他、佐賀県地域の活性化につながるグローバル課題解決型プログラム：  
上記以外で、佐賀県地域の活性化につながるグローバルな課題設定を行い、その課題解決型の国内外インターンシップ及び留学を行うプログラムであって、全ての学生を対象とします。

#### <各コース共通>

##### ・事前オリエンテーション及び事後報告会

事前オリエンテーションでは、本事業の趣旨・目的・目標の確認、学生自身のプロジェクトと県内地域の関連分野における課題・現状の情報共有、国内インターンシップ先企業に関する意見交換・マッチング、留学先となる国・地域の社会文化などの一般事情、渡航先危険情報、危機管理体制など安全なプロジェクト遂行に向けた準備を行い、プロジェクトをブラッシュアップします。

事後報告会では、協議会・受入企業だけでなく、広く地域・企業や関心のある学生、留学先国に向けて、本プロジェクトの総括を行い学生の視点で、佐賀県地域の課題解決に向けた、外国での留学経験を通じて得た、斬新なアイデアを報告します。

##### ・事前・事後インターンシップ

事前インターンシップでは、佐賀県内の企業等で個別企業における課題を理解し、留学先で取り組むテーマを具体化します。事後インターンシップでは、留学での成果を還元し、事前に設定したテーマに対するアイデアをインターンシップ先に提案します。インターンシップは、事前・事後合わせて20日以上が必須となります。

インターンシップの具体的な内容については、応募学生の計画をもとに、受入企業等及び事務局と適宜調整し、プログラムを組み立てることとなります。

なお、申請時にインターンシップ先を希望することができますが、必要に応じて在籍大学等を通じて、事務局に依頼の上、プログラムの設計・実施を行う地域コーディネーターに相談することもできます。



【留学・海外インターンシップ先及び事前・事後インターンシップ先の提示】

以下に、各プログラムにおける国内外のインターンシップ先等の候補を示します。これら以外でも、学生は自ら調整するインターンシップ先と留学先を記載して申請することができます。

なお、詳細はウェブサイトに掲載しています。※候補は、募集期間中も追加する可能性があります。

(1) 県内のものづくり活性化のための国内外インターンシッププログラム

留学・海外インターンシップ先： バンドン工科大学（インドネシア）、(株)ワイビーエム  
ジャカルタ市駐在員事務所（インドネシア）、(株)戸上電機製作所バンコク市駐在員事務所  
（タイ）

事前・事後インターンシップ先： (株)中山鉄工所、(株)ワイビーエム、(株)ミゾタ、(株)戸上  
電機製作所、(株)大橋、東亜工機(株)、(株)AQUAPASS、(株)キザクラ、(株)タカギ

(2) 唐津コスメティック構想の実現や県内農産品輸出促進・県内農業活性化のための国内外インターンシッププログラム

留学・海外インターンシップ先： アンザン大学（ベトナム）、オルレアン大学（フランス）、(株)アルビオン、スリランカ伝統植物研究所（スリランカ）

事前・事後インターンシップ先： 一般社団法人ジャパン・コスメティックセンター、(株)トレミー、(株)オブティム、(農) Plant Farm Japan

(3) やきものを中心としたアートやアートプロジェクトによる地域振興のための国内外インターンシッププログラム

留学・海外インターンシップ先： ハレ芸術大学（ドイツ）

事前・事後インターンシップ先： 徳永陶磁器(株)（幸楽窯）

(4) インバウンドが期待される、佐賀県が撮影誘致する映画・映像制作における国内外インターンシッププログラム

留学・海外インターンシップ先： チュラロンコン大学コミュニケーションアーツ学部（タイ）、タイフィルムファンデーション（タイ）、映像制作会社「Talent 1」（タイ）

事前・事後インターンシップ先： (株)サガテレビ

(5) その他、佐賀県地域の活性化につながるグローバル課題解決型プログラム

事前・事後インターンシップ先： (株)JTB九州佐賀支店、NPO 法人地球市民の会  
(株)嬉野観光ホテル大正屋

<日本代表プログラム>

・事前及び事後研修（各1回参加。開催場所は関東及び関西を予定。）

※詳細は「12. 申請書類の提出から支援までの流れ」を参照

(2) 留学計画の申請要件

支援の対象とする留学計画は次に掲げる要件を全て満たすものとします。

- ①平成 29 年 8 月 18 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に諸外国において留学が開始される計画。なお、日本で開催される日本代表プログラムの事前研修に参加しないと留学を開始できませんので、注意してください。
- ②諸外国における留学期間が 28 日以上 6 か月以内の計画  
※留学期間とは、実際の授業や実習の開始日から終了日までの期間のことであり、渡航及び帰国にかかる期間は留学期間に含まれません。  
※留学期間終了後、1 か月以内に帰国する必要があります。
- ③留学先における受入れ機関（以下「留学先機関」という。）が存在している計画  
なお、留学先機関は、原則として応募学生が指定（承諾を得ることまでは必ずしも必要としませんが）することとなりますが、在籍大学等を通じて、事務局が任用する地域コーディネーターに相談することができます。
- ④在籍大学等が、教育上有益な学修活動と認める計画
- ⑤留学の目的に沿った実践活動が含まれている計画  
※語学留学のみの計画は、支援の対象になりません。

## 6. 派遣留学生の選考における審査の観点

本事業の審査は、“産業界を中心に社会で求められる人材”、“世界で、又は世界を視野に入れて活躍できる人材”を育成するという観点を審査の基本方針として行います。

### (1) 求める人材

本要項の「3. 求める人材像」で示したような人材であること。

### (2) 学修活動（実践活動を含む。以下同じ。）計画

#### 1) 学修活動の目的、達成目標

##### ①明確な目的、達成目標の設定

・審査の基本方針に応じた目的、達成目標が明確に設定されていること。

##### ②達成目標の適切性

・学修活動の達成目標が適切に設定されていること。

##### ③申請コースの適切性

・申請コースに応じた目的、達成目標が明確に設定されていること。

#### 2) 学修活動の内容（計画の妥当性）

##### ①学修活動の目的、達成目標との整合性、妥当性

・学修活動の計画の内容やスケジュールが、学修活動の目的や目標を達成するに当たって適切であること。

・学修活動の計画が、申請コースの形態に応じた内容であること。

## ②学修の成果及びその測定方法

- ・留学による学修の成果及びその測定方法の内容が、留学中の学修活動からみて適切であること。  
(留学による単位取得の状況等)

## 3) 学修活動の発展性

- ・学修活動により得た成果で 将来的に産業界を中心に活用できるようなビジョン、取組があること。

また、そのビジョンや取組が審査の基本方針に応じたものであること。

## 4) 留学計画の実現可能性

- ・学修活動の実現可能性が高い計画であること。

※留学先機関の受入れ許可書等や既に留学先機関と接触していることがわかるメール文等、留学計画の実現性を証明できる文書の写しがある際には加対象とします。

- ・留学準備の内容やスケジュールが、留学計画を実現するに当たり適切であること。

※実践活動に関しては、留学先機関の確定有無よりも、計画内容が留学の目的に沿っているかどうかを重視します。

## 7. 支援の内容

派遣留学生には、奨学金、留学準備金及び授業料（以下「奨学金等」という。）が支給されます。

### (1) 奨学金等の内訳

※詳細は別紙 1 - 1 及び別紙 1 - 2 参照。

### (2) 奨学金等の支給方法

派遣留学生への奨学金等の支給は在籍大学等を通じて行います。

留学期間中は、奨学金受給のために、毎月留学先機関での在籍の確認を報告する必要がありますので、在籍大学等との連絡を密にできるようにしてください。事務手続等の詳細は追って別文書にて案内します。

## 8. 支援予定人数

計 9 名 (予定)

※実際の支援人数は、応募・審査の状況等により変動します。

※日本学生支援機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を超える学生は支援予定人数の 1 割程度を上限として支援します。

## 9. 派遣留学生を支援することができる在籍大学等の要件

派遣留学生を支援することができる在籍大学等は、次の(1)～(3)に掲げる要件を全て満たす必要



があります。不明な点があれば、在籍大学等の留学生担当部署等に確認してください。

- (1) 留学中の派遣留学生の学修活動状況を適切に管理する体制がとられていること。
- (2) 留学中の派遣留学生に対する適切な危機管理体制を有すること。
- (3) 派遣留学生の支援に係る事務手続を行う体制を有すること。

## 10. 応募学生申請書類の作成及び提出

応募学生は、下記(1)で示した 世界とともに発展する SAGAN グローバル人材育成事業ホームページから、(2)に定める応募学生申請書類の様式をダウンロードして作成し、在籍大学等に提出してください。

なお、申請される留学計画は在籍大学等により学修活動として認められる必要がありますので、在籍大学等の留学生担当部署等に相談の上、作成を進めてください。

- (1) 世界とともに発展する SAGAN グローバル人材育成事業ホームページ

URL : <http://tobitate.ryugaku.saga-u.ac.jp>

- (2) 応募学生申請書類（紙媒体・電子媒体）

①平成 29 年度後期（第 7 期）官民協働海外留学支援制度留学計画書（様式 1） … 1 部

②自由記述申請書及び留学先機関の受入れ許可証等、留学計画の実現性を証明できる文書等の写し … 1 部

※②については、申請時に既に用意できている場合のみ添付してください。

※申請書類は全て A4 サイズに統一して作成してください。

- (3) 在籍大学等への提出期限

在籍大学等への提出期限は在籍大学等にて設定されますので、在籍大学等の留学生担当部署等に直接確認してください。

※申請書類（紙媒体・電子媒体）は日本語で作成してください。

※1 ファイル当たりデータ量を 2MB 以内におさえて作成してください。

※申請書類（紙媒体・電子媒体）の作成に当たっては、様式等を参照の上、作成してください。欠落（不足）や記入漏れ等があった際には、審査の対象とならない場合があります。

## 11. 申請書類の提出から支援までの流れ

在籍大学等への提出期限 : 在籍大学等で設定された期限

協議会への事前相談受付期間 : 平成 29 年 4 月 5 日（水）から 4 月 18 日（火）

※上記期間で学生の企業インターンシップ受入れについて在籍大学等において調整をしていただきます。調整が困難な場合は本協議会にご連絡ください

本協議会への提出期限 : 平成29年 4月 24日 (月) 17時必着

書面審査 (一次審査) : 平成29年5月上旬

書面審査結果の通知 : 平成29年5月15日(月) (予定)

在籍大学等を通じ、応募学生宛に通知します。

合格者には、二次審査の日程等詳細についても併せて通知します。

面接審査 (二次審査) : 平成29年5月中旬～下旬

場所 : 佐賀大学

審査方法 : 個別面接

採否結果の通知 : 平成29年6月中旬

事前オリエンテーション : 平成29年7月 (予定)

事前インターンシップ : 平成29年7月中旬～下旬 (事前・事後合わせて20日以上)

日本代表プログラムの事前研修 (1泊2日)

平成29年8月～12月に留学を開始する派遣留学生

関東会場 (予定)

①平成29年7月31日 (月)、8月1日 (火)

②平成29年8月2日 (水)、3日 (木)

③平成29年8月5日 (土)、6日 (日)

④平成29年8月7日 (月)、8日 (火)

関西会場 (予定)

⑤平成29年8月10日 (木)、11日 (金)

平成30年1月～3月に留学を開始する派遣留学生

関東会場 (予定)

⑥平成29年12月2日 (土)、3日 (日)

※①～⑥のいずれかに参加していただきます。

海外留学の開始 : 平成29年8月18日 (金) 以降

事後インターンシップ : 留学終了後 (事前・事後合わせて20日以上)

事後報告会： 平成 30 年 2 月（予定）

※派遣留学生の帰国時期に応じて、報告会の実施日程は随時調整する。

## 12. 留学状況報告書の提出と事後研修

派遣留学生は、日本代表プログラムの事後研修受講後 1 か月以内に「留学状況報告書」を提出していただきます。提出様式、提出方法についての詳細は追って別文書にて案内します。また、原則として帰国後 1 年以内に、年 4 回（3 月、6 月、9 月、12 月予定）開催する日本代表プログラムの事後研修（1泊2日）のいずれか 1 回に参加していただきます。

## 13. 留学計画等の変更

採用決定後に、在籍大学等、留学先機関、渡航先、天災、病気等のやむを得ない事情により、留学の時期や留学先機関等に変更が生じ、留学計画の内容及び支給月数に影響を及ぼすことが明らかになった場合、派遣留学生は在籍大学等を通じて速やかに本協議会に変更申請の手続きをとる必要があります。なお、変更による支援額の増額は、原則として認められません。

※選考期間中に変更が生じた場合であっても、計画変更の手続きは採用決定後になります。

変更後の計画内容によっては、再審査の対象となり計画変更が承認されず、採用取消しになる場合もありますので御留意ください。

## 14. 採用取消し又は支援の打ち切り等

本協議会は、以下のような場合に、派遣留学生として採用後も派遣留学生の採用を取り消し、既に支給している奨学金等の全額又は一部について返納を求めることがあります。

- (1) 本要項「5. (2) 留学計画の申請要件」「9. 派遣留学生を支援する事ができる在籍大学等の要件」を満たさなくなった場合
- (2) 留学先機関において懲戒処分を受ける等留学の中止が適当であると認められた場合
- (3) インターンシップ先機関においてインターンシップの中止が適当であると認められた場合
- (4) 採択された留学計画内容に大幅な変更がある場合であって、再審査の結果、不採択と判定された場合や、自己都合により途中で辞退する場合
- (5) 申請内容に悪質な虚偽があると認められた場合
- (6) 学業不振、素行不良等が極めて顕著で、本制度による支援を受けるにふさわしくないと本協議会が判断した場合

## 15. その他留意事項等

派遣留学生は、留学に当たって現地の安全情報に十分注意し、留学後も随時状況確認ができるよう、在籍大学等や留学先機関と連絡を密にするようにしてください。留学に関する情報収集の手段として、機構ホームページ等を活用できます。

[留学情報等照会先]

○独立行政法人日本学生支援機構

ホームページ <http://www.jasso.go.jp/>

留学に関する安全情報の収集手段として、外務省の「領事サービスセンター（海外安全担当）」の情報提供サービス等を活用してください。なお、留学先国・地域の状況から安全な留学が困難と認められる際には、派遣留学生としての支援を見合わせる場合があります。

また、渡航後は、日本大使館や総領事館に在留届を提出してください（海外に3か月以上滞在する際には在留届の提出が義務付けられています）。在留期間が3か月未満の場合についても、「たびレジ」に登録することで在留届と同様に緊急情報の提供を受けられるので登録をするようにしてください。

（たびレジ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>）

[海外安全情報等照会先]

○外務省領事局 領事サービスセンター（海外安全担当）

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1（外務省庁舎内）

TEL：（代表）03-3580-3311（内線2902、2903）

ホームページ [http://www.anzen.mofa.go.jp/about\\_center/index.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html)

## 16. 障害のある学生について

障害のある学生で、本制度に申請するに当たり支援を希望する際には事前に在籍大学等を通じて、本協議会に御相談ください。

## 17. 個人情報の取り扱いについて

本制度の募集や採用等に係り提出された個人情報は、本制度のために利用されます。この利用目的の適正な範囲において、大学等教育機関、在外公館、行政機関、公益法人、業務委託先及び日本学生支援機構等に対し、必要に応じて提供され、その他の目的には利用されません。

## 18. 在籍大学等からの照会先 （学校担当者専用）

※応募学生はすべて在籍大学等を通じて各手続及び質問等を行ってください。

**さが地方創生人材育成・活用推進協議会事務局**

**（佐賀大学学術研究協力部国際課）**

住所：佐賀県佐賀市本庄1

電話：0952-28-8716

FAX：0952-28-8819

メール：[tobitate@mail.admin.saga-u.ac.jp](mailto:tobitate@mail.admin.saga-u.ac.jp)

※応募学生はすべて在籍大学等を通じて各手続及び質問等を行ってください。

平成29年度奨学金等の内訳

<機構第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生用>

(別紙1-1)

支援内容	支給内容	支給時期	
奨学金	北米、シンガポール、欧州(一部地域を除く)、中近東  ※ 除外国 アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア(旧グルジア)、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア	160,000 円	原則、当該月に支給
	アジア(シンガポールを除く)・大洋州・中南米・アフリカ及び上記除外国	120,000 円	
	※ 留学開始月または留学終了月であるか否かを問わず、留学期間中は、奨学金の月額を支給する。 ただし、 <u>1月の留学日数が15日未満になる場合は、当該月の奨学金を支給しない。</u> また、総留学期間が28日未満の場合は、支援の対象外である。		
留学準備金	○事前・事後研修参加費 事前・事後研修参加のための国内旅費等の一部  ※事前・事後研修は2地区(関東・関西)で開催予定。開催時期、参加会場については、在籍大学等及び本人宛てに別途通知する。  ※在籍する大学等のキャンパスが位置する都道府県に応じて、別紙2のとおり参加費を支給する。		各研修参加後に支給
	○往復渡航費 本制度による留学先への渡航及び帰国のための往復渡航費の一部 アジア地域 100,000 円 (アフガニスタン、インドネシア、韓国、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、香港、マカオ、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス) 上記以外の地域 200,000 円 ※他団体等から渡航・帰国にかかる支援を受ける場合は、往復渡航費は支給されません。		原則、渡航前に支給
授業料	○留学先における授業料相当額(学費・登録料) 1年以内の留学 上限300,000円  ※学生交流に関する協定等により、留学先機関において授業料不徴収又は全額免除となっている場合は支給されません。授業料一部免除の場合は、授業料から免除分を除いた差額が支給対象となります。  ※海外の留学先機関が本人宛てに発行した請求書をもって授業料相当額を支払います。ただし、大学間交流協定に基づく交換留学による場合で、留学先機関から在籍大学等宛てに請求があり、その請求に基づき在籍大学等から本人宛てに請求を行う場合は、その請求書に基づき授業料相当額を支払います。  ※授業料相当額(学費・登録料)が明確に区分できない場合は支給されません。  ※宿泊費、食費、渡航費、保険料、ビザ申請料、空港諸税、留学中の交通費・通学費・旅費、大学運営経費、研究室運営経費、教材費、実験機器購入費、留学斡旋業者手数料は授業料相当額に含みません。		原則、留学開始前に支給

(注) 派遣留学生への奨学金等の支給は在籍大学等を通じて、それぞれ以下のとおり行う。なお、奨学金については、在籍大学等において毎月(回)在籍確認を行った上で支給する。

- ・奨学金: 「原則、平成29年度中支給予定分を一括で、**さが地方創生人材育成・活用推進協議会**から在籍大学等へ送金」→ 「在籍大学等から派遣留学生へ支給」
- ・留学準備金(事前・事後研修参加費): 「事前・事後研修への参加確認後に、**さが地方創生人材育成・活用推進協議会**から在籍大学等へ送金」 → 「在籍大学等から派遣留学生へ支給」
- ・留学準備金(往復渡航費): 「渡航前に、**地域協議会**から在籍大学等へ送金」 → 「在籍大学等から派遣留学生へ支給」
- ・授業料: 「原則、奨学金の支給に合わせて、授業料発生前に**さが地方創生人材育成・活用推進協議会**から在籍大学等へ送金」 → 「在籍大学等から派遣留学生へ支給」

平成29年度奨学金の内訳  
 <機構第二種奨学金に掲げる家計基準を**超える学生**用>

(別紙1-2)

※支援予定人数全体のうち1割程度を支援予定

支援内容	支給内容	支給時期
奨学金	○留学先地域を問わず一律 60,000 円  上記以外は、機構第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生と同じ	原則、当該月に支給
留学準備金	○事前・事後研修参加費  機構第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生と同じ	各研修参加後に支給
	○往復渡航費  機構第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生と同じ	原則、渡航前に支給
授業料	○留学先における授業料相当額(学費・登録料)  機構第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生と同じ	原則、留学開始前に支給

- (注) 派遣留学生への奨学金等の支給は在籍大学等を通じて、それぞれ以下のとおり行う。なお、奨学金については、在籍大学等において毎月(回)在籍確認を行った上で支給する。
- ・奨学金: 「原則、平成29年度中支給予定分を一括で、**さが地方創生人材育成・活用推進協議会**から在籍大学等へ送金」→ 「在籍大学等から派遣留学生へ支給」
  - ・留学準備金(事前・事後研修参加費): 「事前・事後研修への参加確認後に、**さが地方創生人材育成・活用推進協議会**から在籍大学等へ送金」→ 「在籍大学等から派遣留学生へ支給」
  - ・留学準備金(往復渡航費): 「渡航前に、**さが地方創生人材育成・活用推進協議会**から在籍大学等へ送金」→ 「在籍大学等から派遣留学生へ支給」
  - ・授業料: 「原則、奨学金の支給に合わせて、授業料発生前に**さが地方創生人材育成・活用推進協議会**から在籍大学等へ送金」→ 「在籍大学等から派遣留学生へ支給」



## 事前・事後研修参加費支援内容

会場	大学等(キャンパス)が所在する都道府県	支援内容 (前泊なし)	支援内容 (前泊あり)
関東	北海道、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	50,000円	54,000円
	鳥取県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、香川県、高知県	40,000円	44,000円
	青森県、秋田県、広島県	25,000円	29,000円
	岩手県、福井県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県	20,000円	24,000円
	宮城県、山形県、富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県	15,000円	19,000円
	新潟県、福島県、長野県	10,000円	14,000円
	茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、静岡県	5,000円	9,000円
	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県	0円	0円
関西	北海道	60,000円	64,000円
	青森県、岩手県、秋田県、沖縄県	50,000円	54,000円
	長崎県、宮崎県	40,000円	44,000円
	宮城県、山形県、福島県、新潟県、大分県、鹿児島県	30,000円	34,000円
	栃木県、群馬県、熊本県	25,000円	29,000円
	茨城県、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、福岡県、佐賀県	20,000円	24,000円
	山梨県、長野県、山口県、愛媛県	15,000円	19,000円
	富山県、静岡県、広島県、島根県、高知県	10,000円	14,000円
	福井県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、鳥取県、岡山県、徳島県、香川県	5,000円	9,000円
	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	0円	0円

※「前泊あり」の支援は、事前・事後研修実施日程の都合上、前泊しなければ機構指定の集合時間に参集できない場合に限る。